

青笹町地域づくり連絡協議会 『6団体臨時総会』の内容報告

令和2年10月18日（日）、地連協6団体臨時総会が開かれました。今回の臨時総会は、来年4月から予定されている「青笹地区センター指定管理移行」を見据え、青笹町地連協が受託するための下地作りとしての「規約変更」や「受託するための申請書類」を示し、「指定管理者となること」を了承いただくため、議案第1号から第3号までを提案し、すべて原案のとおり可決されました。

<青笹町地域づくり連絡協議会6団体臨時総会>

【日時】令和2年10月18日（日）（午前10時～11時）

【会場】青笹地区センター 多目的ホール

【出席者】**40名**（内訳）一般…15名 アシスト委員…4名
地連協理事…17名 事務局…4名

【議事】

<議案第1号> …原案のとおり可決

小さな拠点による地域づくり「地区センター指定管理移行に伴う指定管理者申請書」（事業計画書、予算書）の提出について

<議案第2号> …原案のとおり可決

青笹町地域づくり連絡協議会規約変更について

<議案第3号> …原案のとおり可決

遠野市青笹地区センターの指定管理者となることについて



～指定管理移行スケジュール～

- 11月中旬（市→地区）指定書受理
- 12月上旬（議会）指定管理者議決
- 12月中旬 指定管理基本協定締結
- 2月中旬 地連協通常総会
- 3月上旬（議会）指定管理料議決
- 3月中旬 指定管理基本年度協定締結
- 4月1日 指定管理スタート



臨時総会において議案が全て可決された事から、今後は来年4月の「青笹地区センター指定管理移行」に向けて上記スケジュールに則り進めていく事になります。

また、来年4月以降の地区センターについて何が「変わるの?」「変わらないの?」といった疑問をお持ちの方も多いため、主なものについてお知らせしたいと思います。

内 容	現 行	来 年 4 月 以 降
職員体制	3名（所長、主事、専門員）	3名（所長、専門員 2名 ）
地区センター職員の採用	市	地域 で採用
	各地区で採用試験を行い職員を雇用します。また、労務管理（給与支払、社保等手続、税納入など）も各地区で行わなければなりません。	

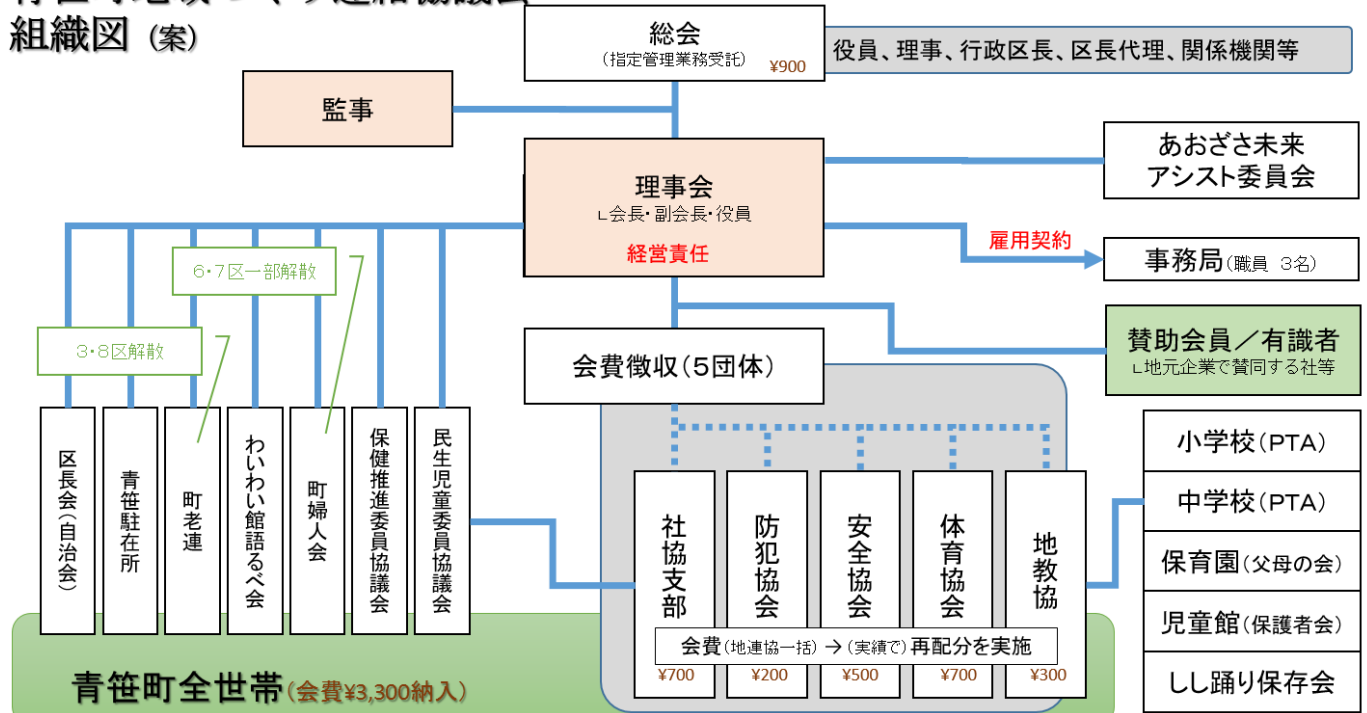
内 容	現行	来年 4 月以降
職員勤務日数	週 5 日	週 <u>4</u> 日
開館日	月～金曜日	(現行どおり)
	交代勤務で週 5 日開館し、土日の対応があった場合は振替で対応します。	
開館 (職員駐在) 時間	平日 8 : 30～17 : 15	平日 8 : 30～ <u>17 : 00</u>
施設利用可能時間	8 : 30～21 : 00	(現行どおり)
閉館・職員不在時利用方法	鍵管理人より鍵を借り使用	(現行どおり)
施設使用料支払い	納付書払	<u>口座振込 (原則)</u>
休館日	年末年始	年末年始と <u>お盆の数日</u>
施設維持管理、各種メンテナンス契約・支払事務	市	<u>各地区</u>
	各種メンテナンス契約や光熱水費支払いなど、今まで市がまとめて行っていた事務を各地区センターで行う事になります。	

指定管理移行後も職員数は現状どおりの 3 名ですが、勤務日は週 1 日減となり、業務内容では「職員の労務管理、施設管理に係る契約・支払業務」が新たに発生するため、実際の業務量は増となります。現状のまま指定管理に移行した場合、本来主として行うべき「地域づくり事業」に手が回らなくなる可能性があり、継続した職員確保の観点からも業務のスリム化が必須です。

そこで、地域の皆様 (特に各団体の皆様) には「①組織体制の見直し・統合」「②必須ではない事業のスクラップ」「③事務局長の選任 (事務局体制の確立)」を進めるための協議を行っていただきたいと思ひます。

特に③の事務局については、今まで選任に苦慮されており「全くのボランティアで声もかけづらい。受け手がない。」といった声も多く聞かれておりました。そこで地連協 (6 団体) では新たに事務局手当 (※財源は地連協会費) を設けることとしました。今後、事務局として活動される方には少額ですが手当が支払われる事になりますので、少しでも選任の助けになれば…と思ひます。

青笹町地域づくり連絡協議会 組織図 (案)



青笹町地域づくり連絡協議会規約（令和2年10月2日改正）新旧対照表

改正前	改正後
<p>青笹町地域づくり連絡協議会規約</p> <p>(名称) 第1条 この会は、青笹町地域づくり連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所) 第2条 本会の事務所は、青笹地区センターに置く。</p> <p>(目的) 第3条 本会は、関係機関、団体等との相互の緊密な連携により活発な事業展開を図るとともに、明るく豊かで住みよい地域づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 住民主体の地域づくりの実践に関する事業 (2) 地域づくりの推進及び住民自治意識の啓発に関する事業 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関する事業 (4) 地域づくり、モデル地区等の研修視察及び町民への事例紹介に関する事業 (5) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業</p> <p>(組織) 第5条 本会は、青笹町において地域づくり活動を実践する個人及び団体の関係者並びに学識経験者をもって組織する。</p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名 (4) 監事 2名</p> <p>(役員を選任方法等) 第7条 前条各号に規定する役員のうち会長、副会長及び監事は、第8条第4項に規定する理事会において候補者を選出し、総会の承認をもって選任する。ただし、充て職による役員は除く。 2 前項に規定する以外の役員は、会長が任命する。 3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。 4 役員職務は、次のとおりとする。 (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (3) 理事は、事業の円滑な執行にあたる。 (4) 監事は、会計を監査する。</p> <p>(会議)</p>	<p>青笹町地域づくり連絡協議会規約(案)</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(名称) 第1条 この会は、青笹町地域づくり連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所) 第2条 本会の<u>事務局</u>は、<u>遠野市</u>青笹地区センター<u>内</u>に置く。 <u>2 事務局に職員を置く。</u> *就業規則 <u>3 事務局職員の任期及び給与等は別に定める。</u></p> <p>(目的) 第3条 本会は、<u>青笹町の住民及び団体等が公共の福祉の向上に努め、自主的に活発な事業展開を図るとともに、地域の個性を生かした明るく豊かで住みよい地域づくりを行うこと</u>を目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 住民主体の地域づくりの実践に関する事業 (2) 地域づくりの推進及び住民自治意識の啓発に関する事業 <u>(3) 本会の組織整備及び育成に関する事業</u> <u>(4) 地区まちづくり計画の策定・見直しに関する事業</u> <u>(5) 遠野市青笹地区センターの管理と運営に関する事業</u> (6) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業</p> <p>(組織) 第5条 本会は、<u>青笹町の全世帯、公共的機関、</u>青笹町において地域づくり活動を実践する個人及び団体の関係者、<u>本会の趣旨に賛同する企業並びに様々な分野の有識者</u>をもって組織する。 <u>2 本会は、総会及び理事会をもって構成する。</u> <u>3 本会に事務局を置く</u> <u>4 本会に監査を置く。</u></p> <p><u>第2章 役員</u></p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 <u>1名</u> <u>(3) 事務局長 1名</u> (4) 理事 若干名 (5) 監事 2名 <u>2 前項に規定する役員その他、必要に応じて顧問を置くことができる。</u></p> <p>(役員を選任方法等) 第7条 前条各号に規定する役員のうち会長、副会長及び監事は、第8条第4項に規定する理事会において候補者を選出し、総会の承認をもって選任する。ただし、部会長及び充て職による役員は除く。 2 前項に規定する以外の役員は、会長が任命する。 3 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。 4 役員職務は、次のとおりとする。 (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (3) 理事は、<u>本会の運営にあたる</u>とともに、事業の円滑な執行に努める。 (4) 監事は、会計を監査する。 <u>(5) 顧問は、役員求めに応じて意見を述べる</u>ことができる。</p> <p><u>第3章 会議</u> (会議)</p>

改正前	改正後
<p>第8条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。</p> <p>2 総会の議長は、開催の都度、出席者の中から選出する。</p> <p>3 総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、会長が特に必要であると認めた場合は、臨時に開催することができる。</p> <p>4 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、総会に付議する事項の内容の審議及び緊急を要する事項の決議執行にあたる。</p> <p>5 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第8条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長がこれを招集する。</p> <p>2 総会の議長は、開催の都度、出席者の中から選出する。</p> <p>3 総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、会長が特に必要であると認めた場合は、臨時に開催することができる。</p> <p>4 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成し、総会に付議する事項の内容の審議及び緊急を要する事項の決議執行にあたる。</p> <p><u>5 総会は、本会の役員、自治会及び各団体から選出された代議員をもって構成する。</u></p> <p><u>6 代議員の選出については理事会で定める。</u></p> <p>7 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>(専門部)</p>	<p>(専門部)</p>
<p>第11条 本会に専門部を置くことができる。</p> <p>2 専門部は、会長が必要と認めた場合において、理事会の承認を得て設置する。</p> <p>3 専門部の委員は、会長が任命する。</p> <p>4 専門部の委員の定数、細則等は、その都度、理事会において決定する。</p>	<p><u>第9条 本会に専門部を置くことができる。</u></p> <p>2 専門部は、会長が必要と認めた場合において、理事会の承認を得て設置する。</p> <p>3 専門部の<u>部員</u>は、会長が任命する。</p> <p><u>4 専門部に部長、副部长、事務局長を置き、部員から互選する。</u></p> <p>5 専門部の部員の定数、細則等は、その都度、理事会において決定する。</p>
<p>(経費等)</p>	<p><u>第4章 会計</u></p> <p>(経費等)</p>
<p>第12条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。</p>	<p><u>第10条 本会の運営に要する経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。</u></p> <p><u>2 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。</u></p>
<p>(会計年度)</p>	<p>(会計年度)</p>
<p>第13条 本会の会計年度は、原則として毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</p>	<p><u>第11条 本会の会計年度は、原則として毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。</u></p>
<p>第14条 この規約に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p><u>2 本会の会計は、当該年度の事業内容とともに決算及び予算が、本会の総会において承認されなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定に関わらず、本会が受領する補助金、交付金及び委託料等において会計年度が異なる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>4 前項に該当する会計を扱う場合は特別会計として処理し、総会において収支状況等の詳細を報告する義務を負うものとする。</u></p>
<p>(その他)</p>	<p><u>第5章 その他</u></p> <p>(その他)</p>
<p>第14条 この規約に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p><u>第12条 本会の役員報酬は別表1のとおりとする。</u></p> <p><u>2 本会に所属する各団体の事務局手当は別表2を上限とし、総会において決定する。</u></p> <p><u>3 本会の事務局長交際費は別表3のとおりとする。</u></p> <p><u>第13条 この規約に定めるもののほか本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。</u></p>
<p>附 則 この規約は、昭和51年3月2日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成12年1月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成28年3月1日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この規約は、昭和51年3月2日から施行する。 …(※この間左に同じ。スペースの関係で省略。)</p> <p>附 則 この規約は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>
<p>※ 以下は割愛</p> <p><u>別表1</u> <u>第12条第1項に規定する役員報酬</u></p> <p><u>別表2</u> <u>第12条第2項に規定する事務局手当</u></p> <p><u>別表3</u> <u>第12条第3項に規定する事務局長交際費</u></p>	<p>※ 以下は割愛</p> <p><u>別表1</u> <u>第12条第1項に規定する役員報酬</u></p> <p><u>別表2</u> <u>第12条第2項に規定する事務局手当</u></p> <p><u>別表3</u> <u>第12条第3項に規定する事務局長交際費</u></p>

